

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第二十九号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。